

生保裁判連ニュース（データ版）第十三号 二〇〇〇年七月発行

二大生保裁判勝利・生活保護改革を考える 第六回裁判連総会・交流

裁判連の今年度の総会が、左記要領にて、初めて首都東京で開催されます。ふるってご参加ください。

<呼びかけ・テーマ>

- 林、中島二大生活保護裁判勝利！
- 新生活保護法施行五〇周年、二一世紀の生活保護・生活保護改革を考える。
- 地方分権、ホームレス、介護扶助・介護保障と生活保護を考える。

<記念講演>

岩田正美（日本女子大学） 「ホームレスと現代の貧困」（仮題）

<と き>

九月三日（日） 午前一〇時から午後四時半

<ところ>

東京グリーンパレス

東京都千代田区二番町2番地

TEL〇三-五二一〇-四六〇〇

<現地事務局>

東京中央法律事務所

東京都新宿区本塩町四-四 祥平館ビル

TEL〇三-三三五三-一九一一

学資保険裁判を支援する会 四月二六日統一行動

署名七万八千名 最高裁へ提出

「学資保険裁判を支援する会」が結成されてから、そろそろ半年がたとうとしています。「支援する会」参加団体も一六団体に広がり、事務局団体会議も月一回程度は開き、運動の

具体化についても、相談しながらすすめることができるようになってきました。

支援する会として初めて「学資保険裁判勝利をめざす四・二六全国統一行動」をとりくみました。当日は中央では最高裁と厚生省での早朝宣伝をし、ひきつづいて厚生省前の座り込み、最高裁への申し入れ、厚生省、文部省との交渉と運動を展開しました。また中央だけでなく北海道、青森、京都、大阪、広島、山口などの地域で宣伝や署名行動がとりくまれ、学資保険裁判の意義や生活保護の問題が地域にも広がってきています。

今回の行動で最高裁に提出した署名は七八〇〇〇筆でした。署名運動も結成総会で確認した目標五〇万にはまだまだですが、署名のとりくみを保留にしていた自治労連が、とりくみをスタートさせましたので、さらに運動の広がることでしょう。

「支援する会」は六月七月を個人会員拡大月間として取り組むことをきめ、準備をすすめているところです。また九月二日には学資保険裁判勝利を目指す、シンポまたはトーク・トークなど楽しくためになる集会を持ちたいと、検討中です。

(支援する会 杉本)

審査請求は生活保護の原点にもとづくたたかい

～二月二六日 札幌で集会～

今年の二月二六日に「生活保護と社会保障を考える市民集会」が札幌市・北海道民医連会館において開催されました。この集会は、全国裁判連絡会の北海道実行委員会が主催したものです。

この集会では、名寄短大の高田哲助教授が「岐路に立つ生活保護—生活保護をめぐる一つの源流と権利としての運動」と題して講演され、生活保護の法律や運動について大いに学びました。

この集会の二つ目の課題として「権利としての生活保護審査請求」運動に取り組んでいる道生連の細川副会長の報告があり、この集会のためにつけてくれた「全国裁判連」の事務局長の竹下義樹弁護士は「現場（行政）から見た生活保護とは、運用基準すら守ろうとしない。また運用基準も正しいものではない。それを正しい方向にしていくのが審査請求である。つまり、役所が役所を正しいあり方に直していく制度だ」と鋭く指摘し、細川報告についてのコメントでは「努力が伝わる生きた生活保護にするために、自分の権利をかけて裁判を行っていくことが今、大事な課題である」と激励してくれました。審査請求を道生連と一緒にしている北川さんも参加しており「ケースワーカーの親切心だと信じて行った行為が、いつの間にか自分自身が嘘をついていたことになってしまった、許せない」と行政に対する発言もあり、竹下弁護士は「審査請求は原点に基づく闘いであり、権利性を実現させる武器

である」との励ましを受けました。

北川さんは、その励ましをしっかりと胸に刻んで、五月一日に口頭意見陳述を札幌市で行ってきたところでした。

北海道では、数年前に審査請求したものがまだ道庁から結論が出ていないものもあり、生活保護の正しいあり方をめぐる新たな運動の展開が求められています。

また申請をめぐっての新たな審査請求が苫小牧市から出されるなど広がりも見せています。
(北海道生活と権利を守る会 細川久美子)

「ホームレス一律収容保護」を問う ～佐藤生活保護訴訟の報告～

弁護士 江村智禎

一 事案の概要

生活保護行政の違法性を問う裁判が大阪地裁で係属しています。

原告は佐藤邦男さん。佐藤さんは、もともと釜ヶ崎で日雇仕事をしていたのですが、高齢と難聴により就労することが困難となり、野宿生活を余儀なくされてしまいました。佐藤さんは、平成九年一〇月、大阪市立更生相談所長（以下「市更相」）に対して、居宅（アパート）での生活保護を求めて開始申請を行いました。

本来、大阪市西成区内においては、西成福祉事務所長が生活保護の実施機関となるのですが、「環境改善地区（いわゆるあいりん地区）における住居のない要保護者に係るもの」については市更相が実施機関となっています。これまで、市更相では、申請者が要保護状態にある場合であっても、これに対する保護としては、施設入所か入院しか行わず、居宅保護を実施していませんでした。生活保護法三〇条一項で定められた居宅保護の原則が大きく歪められていたのです。

佐藤さんは、過去に二回にわたって保護施設に入所した経験がありますが、難聴のため他者とコミュニケーションをとることが難しく、精神的な苦痛を伴うばかりであり、施設での生活はいずれも長続きしませんでした。そのような経過もあり、佐藤さんは居宅での生活保護を市更相に求めたのです。

市更相は、佐藤さんとの面談の席上、「うちでは居宅保護はやっていない」と回答し、保護施設への入所を執拗に勧めました。佐藤さんは、それを拒否しましたが、果たして、市更相は、同年一月五日、佐藤さんに対し、「疾病による生活困窮のため」との理由で大阪市立更生相談所付属一時保護所（更生保護施設）への収容保護を決定しました（以下「本件開始決定」）。

佐藤さんは、その決定には従わず、支援団体からお金を借りてアパートを確保して生活を始めました。そして、同月一日、西成福祉事務所長に対して生活保護開始申請を行い、翌

日、居宅保護による保護決定を受けました。

佐藤さんは、市更相が「住居を有しない要保護者に対しては居宅保護を行うことができない」との誤った法解釈に基づいて本件開始決定を行ったとして、当該保護開始決定の取り消し及び国家賠償を求め、本件訴訟を提起したのです。

二 被告側の主張

被告側は、本案前の主張として、「本件開始決定は平成九年十一月六日（本件処分の翌日）に取り消されているから訴えの利益がない」と述べています。さらに、本件開始決定については、「生活保護法三〇条一項が居宅を有しない要保護者に対して居宅保護を行うことを一切許容しないものではないことを前提として、同項の合理的な裁量判断として行ったものである」等と反論しています。

しかしながら、まず、本案前の主張について、一般論として有効に成立した行政行為であっても、その成立に原始的な瑕疵がある場合には、行政庁の職権によりその効力を遡及的に消滅することが可能だとしても、本件開始決定には「原始的な瑕疵」など存しないことは明らかであるし、「取消し」にあたって佐藤さんへの通知、聴聞等の手続を一切履践していないのであって、そのような「取消し」が許容されるはずがありません。むしろ、被告側がこのような「取消し」を主張するのは、日常の実務において、手続的適正さを逸脱した、違法かつ杜撰な取扱いが行われている証左と考えられます。

また、「裁量判断」の主張について、市更相の現場の職員は、「うちでは居宅保護はやっていない」と常々言い放っていますし、現に、佐藤さんに対する本件開始決定を行うに際し、居宅保護が可能であることを前提とした調査は一切行われていませんでした。市更相は、それぞれの要保護者の生活歴、生活能力、特性、希望等を何ら考慮することなく、「一律収容保護」の方針で日常業務を行っているにもかかわらず、これを正当化させる論拠として「裁量判断」を持ち出したのです。

三 現在の進行状況

現在までに、佐藤さんの支援団体の代表者（佐藤さんの生活保護開始申請手続に同行するなどして関与した人）、市更相の担当職員二名の尋問が終了しています。この中で、担当職員らは「市更相では収容保護しか行っていない。全職員がそのように考えている」「市更相では保護開始にあたって居宅での生活が可能かどうかは調査しない」などと証言しました。原告代理人からの「野宿者で居宅を希望した人は保護を受けられなくなるのか」との質問には返答に窮し「ちょっと答えられません」と証言したのが印象的でした。

今後の進行は未定ですが、原告側からは、佐藤さん本人のほか、佐藤さんが施設に入所していたときの担当職員、生活保護法を研究し路上生活者の実態調査に関与してきた学者等の尋問を求めており、順次行われるものと思われます。

四 文書提出命令申立

本件訴訟では、市更相が作成した佐藤さんのケース記録について、文書提出命令を申し立てています。市更相が「裁量判断」を行っていないこと等を立証するために不可欠の証拠ですが、被告側はケース記録を任意に提出することを拒否したのです。

しかしながら、原審は、「本件文書（ケース記録）は、原告の生活保護の受ける地位を直接証明し又は基礎付ける文書ということとはできない」「本件文書は専ら保護の実施機関内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない」「開示される可能性があるとなると、保護の実施機関の担当者が忌たんのない評価や意見を記載することに躊躇を覚え、その結果、ケース記録の記載内容が形骸化する」などと述べ、申立を却下しました。右決定は、銀行の貸出稟議書に関する最高裁決定（平成一一年一月一二日）に「配慮」したものと思われませんが、その射程を逸脱し、法解釈適用を誤っているのみならず情報公開の大きな流れに反するものであり、直ちに、大阪高等裁判所に即時抗告しました（高裁の判断はまだ出ていません）。

五 おわりに

これまで、生活保護行政は、大多数の被保護者があまりにも「従順」であったことから、「適正実施の推進」のお題目の元、かえって法の趣旨を逸脱した、恣意的な運用がなされてきました。佐藤訴訟でも、まさにそのような行政の勝手なやり方が許されているのか、が争点となっています。長期に及ぶ不況の中、全国的にホームレスが激増し、その対応が急務となっている現在、佐藤さんの問題提起は、ますます重要性を帯びてくると思われま

厚生省、「適正実施」路線を転換か ～「追い風」生かし「適切運用」

確保を～

生保裁判連事務局

国の言うことが変わってきた

ホームレスの人達に生活保護の適用を求める闘いをはじめとした全国各地の運動が進展する中で、厚生省の言うことが大きく変わってきています。

さる三月九日付の読売新聞では、『「働く能力のある六十五歳未満の人は対象外」「住所不定の人は対象外」などと、誤った画一的運用をする自治体が目立っている』ため、厚生省は、『全国の主要自治体の担当課長を集めた今年三日の会議で、「能力活用を怠るか、助言指導に従わないときは別だが、能力活用のため努力していれば、保護の要件を欠くわけではない」

と、雇用情勢の悪化による失業者を排除しないよう要請した』と報じています。

また、同月一三日に同省が開催した全国係長会議では、更に具体的に、「マスコミから『就労能力を有する場合は保護しないと明言する自治体がある』と聞いたが、これではもたない。收容保護施設が一杯で保護できないなら、更に整備していただきたいし、他の適当な施設や私人の家庭に委託したりすることもできる。改めて運用を確認してほしい」という指示が出されたと聞きます。

更に、厚生省は、いわゆるドヤ（簡易宿所）で継続的に生活保護を適用することについてこれまでいい顔をしてきませんでした。しかし、昨年九月に、小渕首相（当時）が山本孝史衆議院議員の質問に対する答弁の中で、「地方公共団体によっては、被保護者が住宅を賃借することが困難であること、保護施設の整備状況から保護施設に入所することが困難である等の事情により、やむを得ず簡易宿所を住居として保護を行っている」と承知している」として、初めてドヤ保護を公式に認めることを明らかにしました。

長い間続いてきた、違法・不当な「適正化路線」の大きな壁が、まさに崩れつつあります。これまで頑張ってきた闘いの一つの到達として、大いに確信としたいと考えます。

更に頑張っ、まともな社会保障を国民の手に 「ドヤ保護」を認めさせよう

もちろん、国が見解を述べただけで生活保護をはじめとする社会保障がよくなるはずはありません。福祉現場の運用の改善にはもう一押し、上記の国の見解を運動の武器とし、「国の考え方に即して生活保護を運用せよ」と迫る運動が必要です。

当面、自治体に対し、特に関西で渋られてきた「ドヤ保護」を応急対策として認めさせる、敷金支給から居宅での保護を推進させることが課題です。

この点で言えば、争訟による闘いは大変有利に進めることができるようになったと考えられます。裁判にまで持ち込まなくても、再審査請求の段階で、厚生大臣は、すでに明示された見解に基づいて要保護者の側の言い分を認めてくれると考えて差し支えないでしょう。

そして、応急的に生活保護の適用を求めることと合わせて、雇用・住宅も含めた総合的な対策を国や自治体に求める運動が必要です。

いくつかの気になること

1 自立支援センター

一つは、生活保護法外のホームレス対策の目玉である「自立支援センター」についてです。大阪、東京、横浜等の大都市でセンターの整備が予定されていると聞いていますが、その利用者については、「入所中は最低生活が保障されているとして医療扶助以外の給付は行わない」というのが厚生省の見解のようです。

しかし、保護施設と比較しても安上がりに整備、運営されるであろうセンターでの生活が、最低生活基準を充たしていると言えるかどうか疑問の残るところです。部屋の規模等処遇内容はどのようになるのでしょうか。

特に、現在、「生活保護とは別立てでホームレス対策を行うべし」という議論が運動の側からも出ており、下手をすると国の最低生活保障責任があいまいになることが危惧されるため、センター入所者の処遇については注目したいと考えます。

2 自治体の財政負担

もう一つには、生活保護適用に伴う自治体の財政負担についてです。負担が大変だから保護を適用しないということはもちろん認められませんが、実際のところ自治体によっては負担の限界を超えるところも出てくると考えられます。このことに対して積極的な政策提言を行うことが、広く国民の合意を得る上で必要ではないでしょうか。当面、生活保護費の国庫負担率を現在の七五%から八〇%に引き上げること、大阪市等には担当職員の人件費に関して国が特別の財政措置を講じる等、自治体の意見も聞きながら国に働きかけることも必要な段階にきているのではないかと考えます。

ホームレスの人達に生活保護の適用をはじめとした適切な対策がなされるよう、更なる奮闘を！

「黙殺」許さず、人間の心を取り返すために ～サングループ事件の現状～

弁護士 田中幹夫

事件の概要と提訴に至る経緯

滋賀県五箇荘町にあるサン・グループという肩パット工場の経営者が、多くの知的障害者を雇い、この人たちを設備の悪い社員寮に住み込ませて労働を強制し、預貯金・年金の搾取に加え日常的に暴行凌辱のかぎりをつくしていた事件がありました。驚いたことに、その「事件」は一九八三年ごろから始まり、経営者和田が逮捕される一九九六年五月まで続いたのです。

苛酷な労働条件と激しい虐待の中で、この人たちは歯をくいしばって働いていましたが、死亡にいたった方も四名おります。

私たち「サン・グループ被害者弁護団」は、事件が明るみに出て以後、それまで被害者救済に奔走されていた小迫さんと今井さん、それに保護者の方たちのお世話で、可能なかぎり詳細に被害者らから事情を聴取し、その結果、和田を大津地方検察庁に告訴するとともに、被害者の被害を回復するための民事訴訟を提起することにしました。

国や滋賀県を被告とする裁判

この民事訴訟は、国と滋賀県それに和田を被告として国家賠償等を請求する損害賠償請求事件と、年金福祉事業団や湖東信用金庫を被告とする年金に関与する損害賠償請求事件の二件です。国を被告にしたのは、国の機関である八日市労働基準監督署長や八日市公共職業安定所の責任を問うからで、滋賀県を被告にしたのは、県広報課、県障害福祉課のほか県立の施設である「しゃくなげ園」等や各福祉事務所の責任を問うからです。

事実を否認する国や滋賀県

この訴訟では、原告の数も国等に対する事件が十八名、年金の事件は十二名で、とくに国と滋賀県については各機関の責任を明らかにしなければならないので、実質的には数十件の訴訟事件を進行していることとなります。それに加え、和田は暴行虐待の事実を否認し、国や滋賀県も和田と同一歩調をとっていますから、その立証だけでも大へん骨の折れる仕事です。年金の訴訟にしても、被告らは依然として、知的障害者である原告らが、「了解」して融資を受けたなど、臆面もなく和田の「共犯者」としての立場を維持しています。

もうこれらの裁判は、大津地方裁判所に係属してから約三年六ヶ月になります。裁判の回数も二四回と十七回を数えました。長期にわたることが予想された裁判も、一年三ヶ月前から証人尋問が始まり、これから国や滋賀県の担当者が続々と証人台に立つことになっています。

黙殺によって取り返しのつかない被害を与えたお役所

和田が逮捕されたときや私たちが訴状を提出したとき、新聞やテレビはこぞって「事件」の報道をしました。

しかし、今は地元紙以外に裁判の報道はされないものですから、継続して「事件」に関心を持つ人が少なくなったようです。

しかし、私たちは裁判で汗を流しているのは、単に原告らの被害を「取り返す」ためだけではないのです。原告らの受けた苦しみは、とうてい金銭賠償で取り返せるものではありません。小迫さんは、「心よ」第1集に、「感性を持ち合わせない現代社会の病根」として、原告らの救済を願い出たのにこれを黙殺した「お役所」のことを、血涙のほとぼりするような文章で書いています。「お役所」は裁判でも和田に組みするかのよう主張をしていますが、原告らを「黙殺」したことで原告らに取り返しのつかない被害を与えたことを、未だに認識していないのです。

お役人に人間の心を取り戻すために

このところ、警察が被害者の訴えを「黙殺」し、そのため被害者が殺されてしまったという事件が、あちこちで発生しています。国民はこれらの責任を必ず追及しなければなりません。私たちがサン・グループ事件で問題にしていることも「お役所」が「役」を放棄したこと

です。これは法的には行政不作為と言われてはいますが、これについての責任追及は、被害者側の訴えに共感し共鳴する国民の支援が絶対に必要です。

裁判の開かれている法廷へは、国や滋賀県の「お役人」が十数人もぞろぞろやってきます。彼らが裁判で明らかになってきた事実を認識し反省すれば、裁判の目的の一部は達成できます。私たちは「お役人」に人間の心を取り返させたいのです。

先日、県立しゃくなげ園の幹部職員が証言しました。しゃくなげ園は和田の工場に施設利用者をどんどん送り込んでいたので、その事情を彼は知っている筈です。

ところが、彼は肝腎のところになると口をつぐみ、ひたすら責任を免れたい趣旨の証言をしました。私は「ああ、この人はここを失っている」と思い、暗澹たる気持ちになりました。

しかし、考えてみれば最近における福祉の荒廃は目にあまるものがあります。政府側の進めてきた「福祉の商品化」は、すさまじい勢いで福祉の権利を侵害し、人間のこころを蝕んでいます。私は、原告らの損害を取り返すことが人間のこころを取り返すことにつながる、とあらためて自覚しさらに勇気を奮い起こしています。

これから重要な段階に

サン・グループ事件の裁判は、これから重要な審理に入ります。裁判所は、「今後は原則として一ヶ月に一回、午前一〇時から午後四時三〇分まで行う」と宣言しました。私たち弁護士にとっては大きな負担となりますが、そのようなことを言うてはおられません。

このほど、「サン・グループ事件の被害者を支える会」が従前の組織を強化したかたちで再生されました。この会に一人でも多く参加いただき、皆さんとこころをつないで、裁判の勝利を目指したいと念じています。

待望の書、ついに発刊！！

「生活保護法の挑戦 介護保険・ホームレスの時代を迎えて」 高菅出版
編著 尾藤廣喜（弁護士）、木下秀雄（大阪市立大学）、中川健太郎（花園大学）

○福祉・保健・医療のビッグバン

<改革>のなかでのセーフティネット

○新たな羅針盤を提案

- ▼高齢化、不況下で増加する生活困窮者のセーフティネットを
- ▼介護保険の時代を迎えて介護扶助をどう利用すべきか
- ▼社会福祉基礎構造改革での生活保護の展望を語る

(柳川和雄+吉永純)

第3部 挑戦するケースワーカー

(松崎喜良+長谷川俊雄+以元栄一+林直久+下村幸仁+斎藤泰樹)

終章 二世紀の社会保障と

生活保護の役割 (木下秀雄)

◎定価 税込み二六〇〇円のところを、特価二四〇〇円 (送料別) !

申し込み先 生活保護研究会 〒六〇四 - 〇九八五

京都市中京区麩屋町丸太町下ル長栄ビル四F

鴨川法律事務所気付け

Tel 〇七五-二二二-二二三三

F a x 〇七五-二五三-三二八八